

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月27日
【会社名】	株式会社プロジェクトホールディングス(旧会社名株式会社プロジェクトカンパニー) (注) 2024年1月1日付で持株会社体制に移行したことに伴い、同日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【英訳名】	ProjectHoldings, Inc. (旧英訳名ProjectCompany, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員CEO 土井 悠之介
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号 (2024年1月1日から本店所在地東京都港区六本木一丁目6番1号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03-6459-1025
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員CFO 松村諒
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【電話番号】	03-6459-1025
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員CFO 松村諒
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,029,016,380円のうち979,016,380円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2024年5月31日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行等に伴い、定款を一部変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、土井 悠之介、松村 諒、松本 勇氣、柳沢 和正を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、結城 愛子、橋口 晶子、桃崎 有治、川添 丈を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を一部改定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

新たに選任された監査等委員である取締役の報酬額を設定するものであります。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに当社グループの取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に、新たな業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	42,257	101	0	(注) 1	可決 (99.7%)
第2号議案 定款一部変更の件	42,269	89	0		可決 (99.7%)
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件				(注) 2	
土井 悠之介	38,735	3,623	0		可決 (91.4%)
松村 諒	38,741	3,617	0		可決 (91.4%)
松本 勇氣	38,742	3,616	0		可決 (91.4%)
柳沢 和正	38,742	3,616	0		可決 (91.4%)
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件					
結城 愛子	42,238	120	0		可決 (99.6%)
橋口 晶子	42,254	104	0		可決 (99.7%)
桃崎 有治	42,256	102	0		可決 (99.7%)
川添 丈	42,256	102	0		可決 (99.7%)
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件	38,649	3,709	0	(注) 3	可決 (91.2%)
第6号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件	42,196	162	0		可決 (99.5%)
第7号議案 取締役に対する業績連 動型株式報酬制度導入 の件	38,676	3,682	0		可決 (91.2%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。